

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 10 条第 1 項中「付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」とあるのは、「建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるも

のに限る」と読み替えるものとする。

第2章の章名、同章第1節から第3節まで、同章第4節の節名及び第11条から第25条までを削る。

第26条の見出しを「(外部評価の活用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定児童発達支援事業者は、省令第26条第3項に規定する評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第26条第2項から第6項までを削り、同条を第4条とし、第27条から第43条までを削る。

第44条の見出し中「禁止」を「実施に係る連絡義務」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とし、同条を第5条とする。

第45条から第54条までを削り、第55条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第7条 第4条から前条までの規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 共生型児童発達支援の事業
- (2) 基準該当児童発達支援の事業
- (3) 指定医療型児童発達支援の事業
- (4) 指定放課後等デイサービスの事業
- (5) 共生型放課後等デイサービスの事業
- (6) 基準該当放課後等デイサービスの事業
- (7) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業
- (8) 指定保育所等訪問支援の事業

第2章第5節及び第6節並びに第3章から第7章までを削る。

附則第2条中「第10条第1項」を「省令第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。